

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十一条第二項の規定により環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成したので、法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される法第二十七条の規定により次のとおり公告する。

平成二十年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 都市計画決定権者の名称

奈良県

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

1 名称 大和都市計画道路一・四・三号京奈和自動車道（大和北道路）

2 種類 一般国道（自動車専用道路）の新設

3 規模 道路延長 約十二キロメートル、車線数 四車線

起点 奈良市歌姫町

終点 大和郡山市横田町

三 都市計画対象事業が実施されるべき区域

奈良市、大和郡山市、天理市及び京都府木津川市

四 関係地域の範囲

奈良市、大和郡山市、天理市及び京都府木津川市

五 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

1 場所 奈良県土木部都市計画課、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課、大和

郡山市まちづくり推進部都市計画課、天理市建設部都市計画課及び木津川市

建設部都市計画課

2 期間 平成二十年三月十八日（火）から同年四月十八日（金）まで

3 時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで